

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条 例 名	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例				
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第16号	法 規 集	第6編第1章第5節		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課				
条 例 の 概 要	老人福祉法第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	老人福祉法により、省令の規定する基準に基づき、これを標準とし、又は参酌して特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされており、必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例に基づき、特別養護老人ホームの許認可を行っており、有効に機能している。			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例で定める設備及び運営の基準は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。			
	基本方針 適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第9期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しないか。 ）	老人福祉法により、省令の規定する基準に基づき、これを標準とし、又は参酌して特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を条例で定めるもので、当然、その内容は憲法、法令に抵触しない。			
	その他	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等が一部改正され令和6年4月1日に施行されることから、所要の改正を行う。			
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 条例の運用上の課題は見受けられないため。			